

岩手県公安委員会告示第13号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、岩手県交通安全活動推進センターとして指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

令和2年9月18日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

法人の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
一般社団法人岩手県交通安全協会	代表者の氏名	菊地 次雄	海鋒 守	令和2年6月2日